

低炭素資器材の認定工場制度適用について

(経緯)

- ・2050年のカーボンニュートラルに向け、下水道界全体で様々な取組が進行中
- ・日本下水道協会では環境に配慮した資器材の認定工場制度適用検討を実施

【制度の骨子】

「低炭素資器材」を認定工場制度におけるⅡ類認定適用資器材として指定し、次に掲げる事項を満たすものとする。

1. 低炭素資器材は、現行のⅡ類資器材登録基準と同様、認定工場制度におけるⅠ類またはⅡ類資器材と同等の性能をもつ資器材とする。

2. 低炭素資器材は、上記1のほか、次の箇条を満たすものとする。

(1) 低炭素資器材は、従来資器材と比較し、二酸化炭素削減効果のある原材料で構成されていること。

(2) 上記(1)の従来資器材は、現行のⅠ類資器材またはⅡ類資器材のことをいう。

(3) 上記(1)の二酸化炭素削減効果は、二酸化炭素削減率で評価する。二酸化炭素削減率は、従来資器材の原材料が受け持つ二酸化炭素排出量に対し、低炭素資器材の原材料が受け持つ二酸化炭素排出量が50%以上削減されていること。 協会の50%削減目標は、今後協会の

3. 低炭素資器材の登録までの手続きは、現行Ⅱ類資器材登録と同様、申請書提出から委員会審議（認定工場制度運営委員会、性能試験立会含む）を経て登録される。

【低炭素資器材の適用イメージ】

低炭素資器材は、大きく材料別に、コンクリート系、プラスチック系及び鉄系製品のⅡ類資器材への申請が想定されるが、ここでは、コンクリート系を例にし、適用される場合の概要を述べる。

認定適用資器材名：「低炭素資器材」

Ⅱ類申請資器材名：低炭素型鉄筋コンクリート管

申請書(添付書類)：申請書、製造者規格、試験等機関の品質証明もしくは製造実績
(Ⅱ類資器材登録申請等要領による)

登録基準：製造者規格（外観形状寸法、外圧強さ、水密性）を満たす等、Ⅱ類資器材登録基準への適合、かつ二酸化炭素削減に関するエビデンスが示されていること。
評価におけるエビデンスは、原材料に関する記録（ミルシート、納品書等）、排出係数の出典と妥当性。

二酸化炭素削減の算定：低炭素型鉄筋コンクリート管は従来資器材より二酸化炭素を 60%削減 (根拠要添付)。

【今後の予定】

- ・委員会にて認定適用資器材の承認後、製造者団体あるいは製造者からの申請受付を行う方向。
- ・将来的には、あらゆる二酸化炭素削減対策（原材料だけでなく、資器材製造工程で発生する燃料・電気、製品の配送、廃棄等）を行う認定工場を「エコ工場（仮称）」として認定する方向で検討。

協会から各メーカーに周知していくとされています → 検討中(60%以上)。